

豊中市伊丹市クリーンランド  
ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価報告書

[第2期(新ごみ焼却施設の建設)]

概要版

平成22年(2010年)3月

豊中市伊丹市クリーンランド







## I. 事業者の氏名及び住所

名 称：豊中市伊丹市クリーンランド

代表者：豊中市伊丹市クリーンランド

管理者 豊中市長 浅利 敬一郎

所在地：豊中市原田西町2番1号

## II. 対象事業の名称、目的及び内容

名 称：豊中市伊丹市クリーンランド ゴミ処理施設整備事業（第2期 新ゴミ焼却施設の建設）

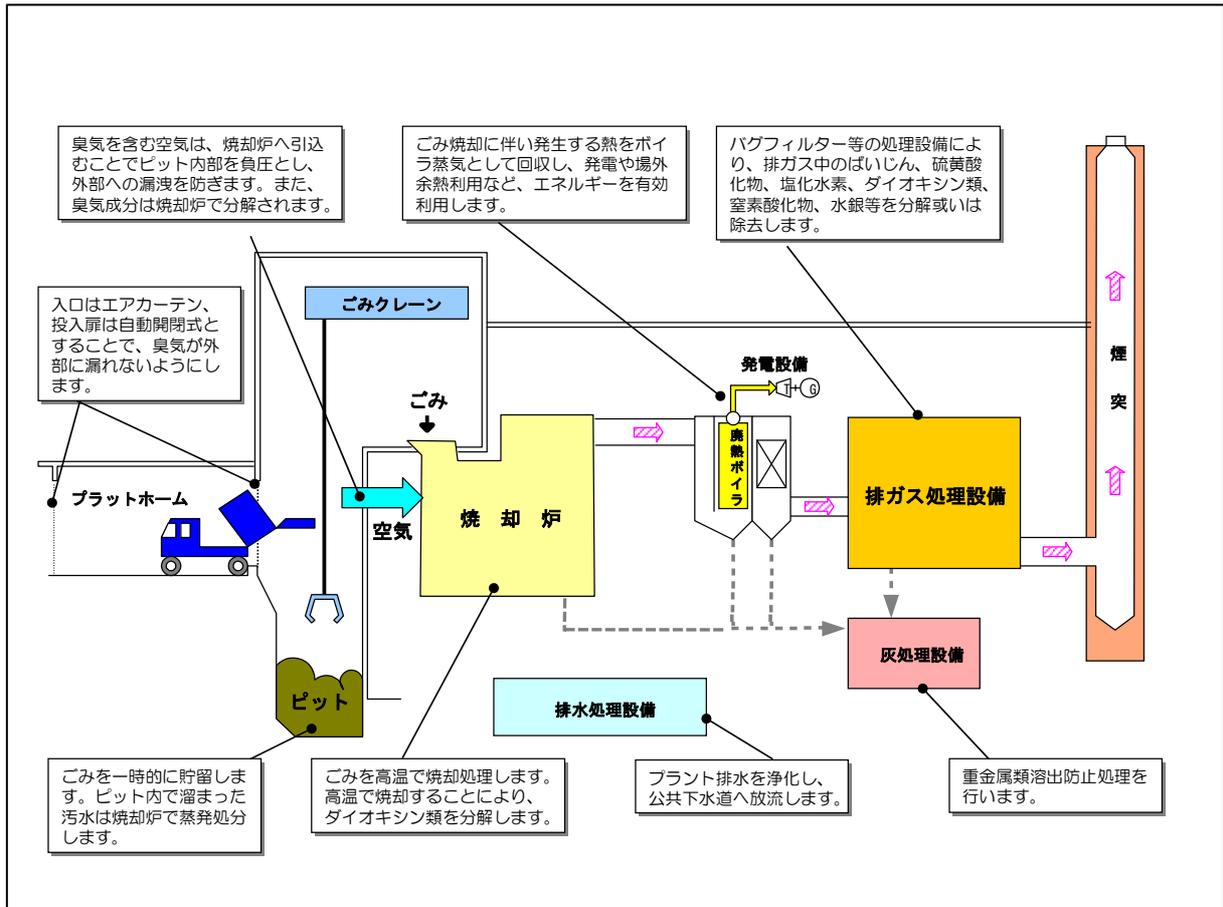
目 的：現施設は老朽化が著しく、またゴミ処理技術も設計が古く陳腐化してきたため、より高度な処理機能を有し、環境負荷の低減に寄与する最新の焼却施設に建て替える。

### 新ゴミ焼却施設計画

	現施設	新ゴミ焼却施設
処理能力	870t/日	600t/日（予定）
炉形式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
煙突高さ	45m	45m（予定）

### 建設工事工程

項 目		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
建設 工事	(仮称)リサイクルセンター	← 建設工事 →		■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	稼動	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
	新ゴミ焼却施設			← 建設工事 →			■ ■ ■ ■	稼動	■ ■ ■ ■	
撤去 工事	既存粗大ゴミ処理施設			← 解体撤去工事 →						
	既存ゴミ焼却施設						← 解体撤去工事 →			
周辺整備工事 (既存焼却施設解体跡地整備事業)										← 駐車場整備・植栽等工事 →



処理フロー

### III. 環境影響評価を実施する地域

クリーンランドは豊中市及び伊丹市にまたがり位置していること及び尼崎市に隣接していること、本事業の特性、気象条件、地形条件等を考慮して、環境影響評価を実施する地域は、豊中市、伊丹市及び尼崎市のうち、クリーンランド周辺の地域とした。

## IV. 地域の概況

### IV-1 社会的環境

#### 1. 人口

[平成20年10月1日]

市・府県名	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
豊中市	36.60	166,151	388,373	10,611.3
伊丹市	24.97	76,067	194,922	7,806.2
尼崎市	49.81	205,551	461,738	9,270.0

#### 2. 環境保全上留意すべき施設

事業計画地から比較的近い位置に、田能資料館が事業計画地の西側約400m、特別養護老人ホームの北の庄らくらく苑が事業計画地の南側約600m、ユーフォリア豊中在宅介護支援センターが事業計画地の東側約900mが設けられている。また、伊丹市内の各施設は事業計画地から1km以上離れている。

#### 3. 廃棄物

##### 豊中市のごみ収集量（平成19年度実績）

##### (1) 市関係収集量

(t)

区分	可燃ごみ (週2回定曜日)	不燃ごみ (週1回定曜日)	粗大・危険ごみ (戸別申込制月1回定曜日)	紙・布 (月2回定曜日)	ガラスびん (月2回定曜日)
収集量	59,139.55	12,165.67	869.17	3,726.89	1,602.79
区分	ペットボトル (拠点回収)	白色トレー (拠点回収)	プラスチック製容器包装 (週1回モデル収集)	臨時・公共等 (可燃) (随時)	臨時・公共等 (不燃) (随時)
収集量	400.73	0.59	766.74	2,406.83	442.74

##### (2) 事業系搬入量

(t)

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
搬入量	49,338.03	1,753.49	1.43

##### 伊丹市のごみ収集量（平成19年度実績）

(t)

区分	可燃ごみ	大型ごみ	不燃ごみ	びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装	資源ごみ (廃食用油・新聞・古布等)
搬入量	52,412.73	1,174.98	6,740.09	2,848.18	2,648.83

## IV-2 生活環境

### 1. 大気汚染

二酸化硫黄、二酸化窒素および一酸化炭素は、全測定局で環境基準に適合しているが、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質（短期的評価）は、全測定局で環境基準に不適合である。

有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）およびダイオキシン類は、全地点で環境基準に適合している。

### 2. 騒音

一般地域では、豊中市は全測定地点で昼夜とも環境基準に適合している。伊丹市は昼間は概ね環境基準に適合している。

## IV-3 自然環境

### 1. 気象

アメダス豊中（豊中市蛍池西町）の過去5年間の気象の状況は、平均気温は16.5～17.2℃、平均風速は3.0～3.2m/s、最多風向は北西、降水量は年間780～1,493mmとなっている。

平成19年度における事業計画地周辺の豊中市の風向・風速の状況は、いずれの測定局も南西寄り及び北東寄りの風の出現頻度が多く、次いで北西寄りの風の出現頻度が多くなっている。

### 2. 自然景観

豊中市及び伊丹市では、ほぼ全域が市街化されてきたため、現在は面的に広がる樹林地などの自然景観は残されていない。しかしながら、豊中市域にある服部緑地は千里丘陵の西側に位置し、府内でも有数の規模を誇り、園内には竹藪のほか十数個の池が存在し豊かな自然景観が構成されている。また猪名川河川敷緑地では、自然植生が存在し豊かな自然景観が構成されている。

## IV-4 自然的・文化的環境

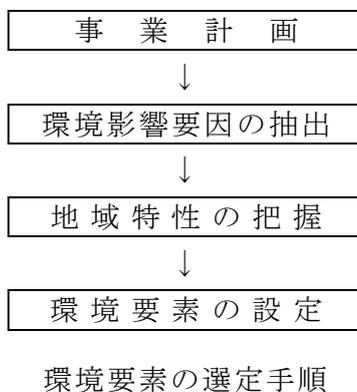
### 1. 文化財

事業計画地内及び事業計画地に隣接する指定文化財は、尼崎市・伊丹市の史跡「田能遺跡」（国指定）および、その出土遺物（県指定）がある。

豊中市教育委員会及び伊丹市教育委員会の資料によれば、事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地の原田西遺跡の一部に含まれる。

## V. 環境影響要因の把握及び環境要素の設定

現況調査、予測及び評価の対象とする環境要素の選定にあたっては、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく環境影響評価技術指針（平成17年9月豊中市）に基づいた。選定手順は下図のとおりである。



### V-1 環境影響要因の抽出

環境影響要因の抽出結果は、下表に示すとおりである。

環境影響要因の抽出結果

区分	環境影響要因
工事	建築物等の構築 建設機械の稼働 工事用車両の走行
存在	施設の存在
供用	施設の稼働 ごみ搬入車両の走行

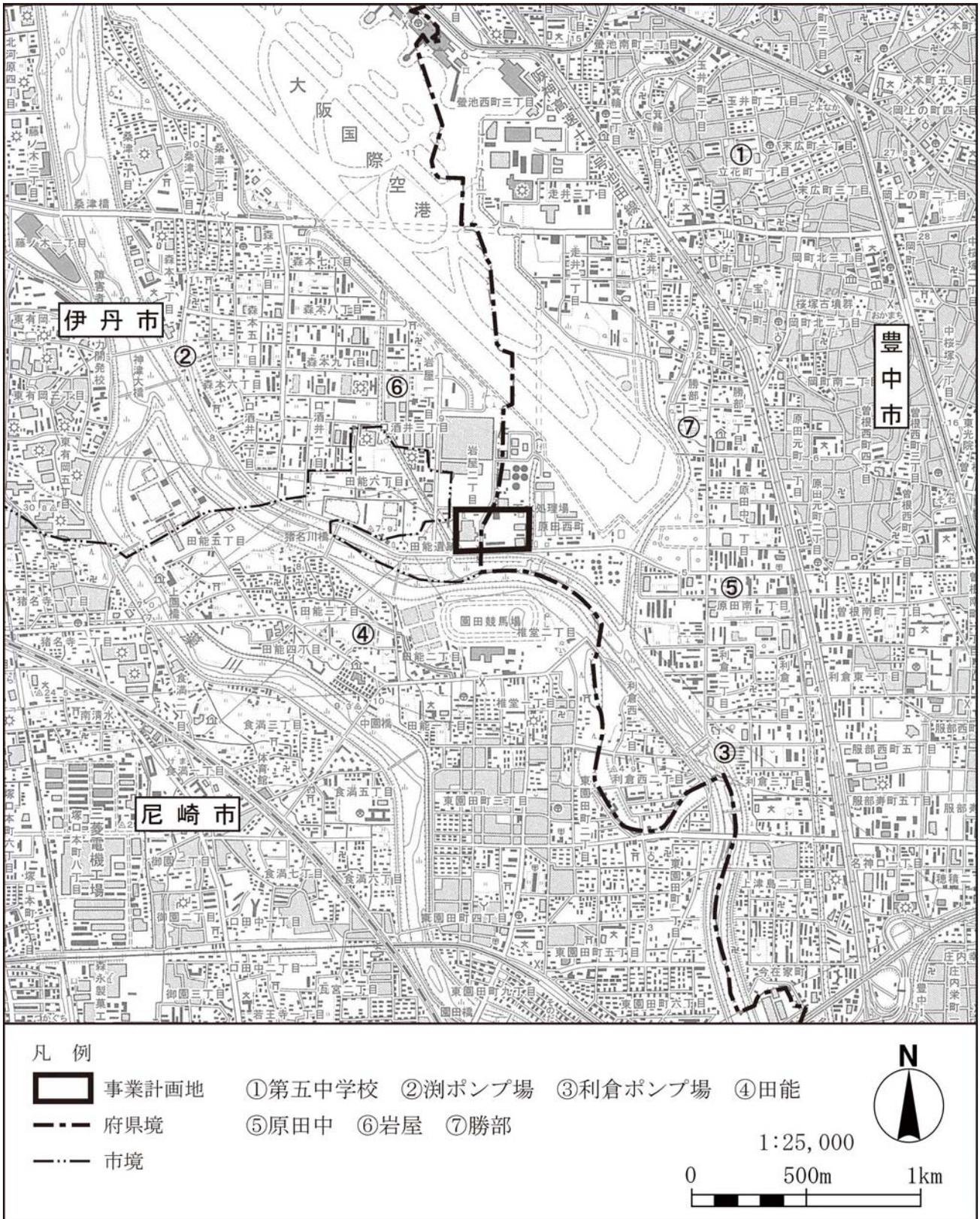
### V-2 選定した環境要素

現況調査、予測及び評価の対象とする環境要素は、先に把握した環境影響要因と地域の特性を考慮し、環境影響要因及び環境要素との関連を整理し、設定した。

環境項目 環境影響要因		大気汚染	土壌汚染	騒音	振動	交通量	悪臭	景観	文化財	環境負荷	衛生害虫
		施設の存在								○	
施設の供用	施設の稼働	○		○	○		○			○	○
	ごみ搬入車両の走行	○		○	○	○	○			○	
工事の実施	施設の建設工事	○	○	○	○				○	○	
	工事用車両の走行	○		○	○	○				○	

## VI. 現況、予測及び評価

事業の実施による環境影響を予測・評価するため、主として下図に示した地点で大気汚染、騒音・振動、悪臭等の現況調査（現地調査）を実施した。



### 主な現地調査地点

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。（承認番号 平21近複、第45号）

## VI-1 大気質

### 1. 現況調査（現地調査）

二酸化硫黄と二酸化窒素はいずれの地点でも環境基準に適合しており、浮遊粒子状物質は道路沿道地点の短期的評価以外は環境基準に適合していた。

ダイオキシン類、塩化水素、水銀およびベンゼンは、環境基準や指針値等を下回っていた。

### 2. 予測と評価

#### （1）施設の稼働

施設煙突排ガスの計画値は、適用される法律及び条例の規制基準値の2%～50%に抑制しているため、全ての項目について環境基準値及び設定した基準値を下回ると予測された。各項目の環境濃度に対する寄与割合は最大でも、二酸化硫黄1.5%、窒素酸化物0.6%、浮遊粒子状物質0.3%、塩化水素3.0%、水銀8.2%、鉛3.8%、ダイオキシン類1.3%と、ほとんどの項目で小さく、大気汚染に関して定められた目標の達成と維持に支障を及ぼさないものと評価する。

環境保全対策として

- ・有害ガス除去装置、排ガス洗浄塔、集じん器、触媒反応塔を設置し大気汚染物質の排出を抑制する。
- ・施設稼働においては燃焼管理に努め、燃焼室出口温度850℃以上、滞留時間2秒以上、煙突出口もしくは集合部の一酸化炭素濃度30ppm以下（酸素12%換算、4時間平均値）を維持することにより、ダイオキシン類の発生を抑制する。

の対策を講じ、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する。

以上のことから、評価の指針を満足する。

また、ごみ搬入車両の走行が環境に及ぼす影響は小さいと予測された。環境保全対策として、現在でも天然ガス車等の導入や最新の排ガス規制適合車に順次代替されているが、今後とも天然ガス車等の低公害車の導入について検討するよう、直営車両だけでなく、委託・許可業者の車両も含めて、構成市に働きかけ、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する。

以上のことから、評価の指針を満足する。

#### （2）建設工事

建設機械排ガスによる影響をみると、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、環境基準値を下回り、かつ環境濃度に占める割合も小さいと予測された。また、環境保全対策として、低公害（排出ガス対策型）の機械の導入に努めるとともに、点検・整備を十分に行うなど、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮するため、評価の指針を満足する。

工事関係車両の寄与割合は小さく、環境保全対策として、幹線道路の走行、走行台数の抑制、適正走行等の運行管理の徹底の指導を働きかけるなど、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する。

以上のことから、評価の指針を満足する。

## VI-2 土壌汚染・地下水汚染

### 1. 現況調査（現地調査）

事業計画地では、旧焼却灰一時保留地、旧ごみ処理施設跡地及びその周辺区域土壌について土壌汚染調査を行っており、新ごみ焼却施設の建設予定地では、既存の粗大ごみ処理施設が稼動中であるため、その周辺3地点で①土壌資料調査、②廃棄物調査、③廃棄物下層部土壌調査を行っている。その結果、廃棄物の埋設を確認するとともに、表層下土壌や廃棄物層で鉛、砒素、ふっ素、水銀およびPCBが土壌汚染対策法の指定基準や環境基準への不適合が確認された。

### 2. 予測と評価

#### (1) 建設工事

今後（仮称）リサイクルセンターが稼動し、既存の粗大ごみ処理施設を解体撤去した後、詳細なボーリング調査等を行う計画である。計画施設の地下構造物を構築するにあたって掘削・除去すべき廃棄物量と土壌量については、その調査結果と、建設する地下構造物（ごみピット）の規模に基づき今後推計する。

工事による環境影響については、十分な汚染拡大防止策を実施することにより、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する。汚染土壌は「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）による「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に基づき適正に処理する。また、モニタリングを実施し、汚染拡大防止装置が適正に行われていることを確認する。

以上のことから、評価の指針を満足する。

なお、建設工事の詳細設計に際しては、詳細なボーリング調査等により、土壌等の掘削量を算定し、より環境負荷の小さい処分方法を検討する。

## VI-3 騒音 / IV-4 振動

### 1. 現況調査（現地調査）

敷地境界6地点で施設騒音・振動を調査し、利倉ポンプ場、岩屋、田能で環境騒音・振動及び低周波音を調査した。また、原田中と淵ポンプ場では道路交通騒音・振動を調査した。

敷地境界では騒音規制法に定める規制基準値及びクリーンランドで定める目標値について、基準値を超過している場合があったが、これは、クリーンランド南側の原田伊丹線・岩屋8103号線から発生する自動車騒音の影響が大きいものと考えられる。

周辺3地点で調査した低周波音は、心身に係る苦情に関する参照値（92デシベル）及び、物的苦情に関する参照値に比べ小さい値であった。

敷地境界、周辺3地点、道路沿道2地点で調査した振動の調査結果は、いずれの場合も振動規制法に定める特定工場等に係る規制基準値、道路交通振動の要請限度、クリーンランドが定める基準値に比べ、小さい値であった。

### 2. 予測と評価

#### (1) 施設の稼動

施設騒音及び施設振動が騒音・振動に及ぼす影響は小さいと予測され、さらに、環境保全対策として、

- ・プラント機器については極力建屋内に収納し騒音の防止に努める。
- ・屋外に設置する機器については低騒音型を採用することに努める。
- ・大きな振動を発生するおそれのある機器については独立基礎の採用を図るなど、適切な対策を施すことに努める。

以上のことから、評価の指針を満足する。

低周波音については、騒音防止や振動防止も含めて対策を講じている現施設における現況値は、心身に係る苦情に関する参照値及び物的苦情に関する参照値と比べて低い値であり、新施設でも同様の対策を採用することから、評価の指針を満足する。

以上のことから、評価の指針を満足する。

## (2) 建設工事

建設作業における騒音・振動の影響は小さいと予測され、さらに、環境保全対策として、

- ・工所用機器については低騒音・低振動型機種を選定するように努め、可能な限り騒音・振動の発生抑制に努める。
- ・工事に当たっては、騒音・振動等に配慮するよう、工事工程及び工事工法について十分に検討を行う。
- ・工事区域には工所用囲いを設け、周辺への影響の軽減に努める。

以上のことから、評価の指針を満足する。

工事関係車両による道路交通騒音及び道路交通振動への影響は小さいと予測され、さらに環境保全措置として、工事関係車両の幹線道路の走行、走行台数の抑制、適正走行等の運行管理の徹底の指導を働きかけるなどにより、騒音・振動の影響を可能な限り軽減するよう努める。

以上のことから、評価の指針を満足する。

## VI-5 交通

### 1. 現況調査（現地調査）

ごみ搬入車両が通過する主要な交差点である曾根南町3丁目交差点及び森本4丁目交差点において、交通量の現地調査を実施した。

### 2. 予測と評価

曾根南町3丁目交差点及び森本4丁目交差点ともに、ごみ搬入車両の台数は、本事業の実施によって変化しない計画である。さらに将来的には、ごみ量は徐々に減少する見込みであることから、ごみ搬出車両台数は減少する可能性はあるものの増加する要因は少ない。よって、本事業によって交差点飽和度及び車線混雑度に対する影響は少ない。

以上のことから、評価の指針を満足する。

## VI-6 悪臭

### 1. 現況調査（現地調査）

事業計画地の敷地境界及び周辺地点において、悪臭の現況を把握するため現地調査を実施した。

敷地境界の特定悪臭物質（22物質）については、規制基準値以内のアンモニアが検出されたが、それ以外の物質はすべて定量下限未満の濃度であった。

また、周辺地点では、特定悪臭物質濃度及び臭気指数とも、すべて定量下限未満であり、臭質がわかるほど強い臭気は感知されなかった。

### 2. 予測と評価

施設煙突排出ガスによる特定悪臭物質濃度は悪臭防止法の規制基準値以下であり、臭気濃度は10未満と予測された。また、施設からの漏洩臭気についても、敷地境界上で特定悪臭物質濃度は、悪臭防止法の規制基準値以下であり、臭気濃度は10未満と予測された。

したがって、悪臭に関して目標の達成と維持に支障を及ぼさないものと評価する。

環境保全対策としては、

- ・施設建屋は可能な限り密閉化するとともに、ごみ搬入車の出入りするプラットホームの出入口にエアカーテンを設置し、搬入時以外は扉で外部と遮断する。
- ・ごみピット内を負圧に保ち、外部への悪臭の漏洩を防ぐよう努める。
- ・ごみピット内の臭気を燃焼用空気として燃焼室内に吹き込み、高温で臭気を熱分解する。

の対策を講じることから、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していると評価する。

また、ごみ搬入車両からの臭気の漏洩の防止措置として、一般廃棄物が飛散し、及び流出しないよう必要な措置を講じるよう、直営車両だけでなく、委託・許可業者の車両も含め構成市に働きかけたいと考えている。

以上のことから、評価の指針を満足する。

## VI-7 景観

### 1. 現況調査（現地調査）

事業計画地が視認できる場所で訪れる人が多い10地点を地図等により選定し、事業計画地を望む景観写真を撮影して景観特性を調査した。

## 2. 予測と評価



猪名川公園北東側土手からのフォトモンタージュ

代表的な眺望地点からの景観は、本事業が施設の建替事業であることもあって、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく、違和感も生じないと予測された。

さらに、環境保全の措置として、

- ・「豊中市都市景観条例」を遵守し、「森の中の再生工場」という事業計画の基本コンセプトに基づき可能な限り敷地内の緑化に努める。また、周辺景観とも調和の取れたデザインとなるよう配慮する。

したがって、景観形成について十分な配慮がなされており、周辺環境への影響は少ないと予測される。

以上のことから、評価の指針を満足する。

### VI-8 文化財

#### 1. 予測と評価

文化財保護法等で定められている主旨に合わせて工事実施時に教育委員会の立ち会いを行うことから基準を満足している。調査記録についても、埋蔵文化財の状況について作成する。

以上のことから、評価の指針を満足する。

### VI-9 環境負荷

#### 1. 予測と評価

##### (1) 施設の稼働

施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するために

- ・ごみの焼却熱を有効に利用するため、効率の良い自家発電設備を設置するとともに、隣接する余熱利用施設等に蒸気を直接供給する。
- ・その他の機器についても、詳細設計に際しては積極的に省エネルギー型機器の導入に努める。
- ・さらに太陽光発電の設置や、小型風力発電等の新エネルギーの利用についても積極的に検討を進める。
- ・スラグやメタル等の副産物の再利用を進めることにより、それらを新たに製造した場合に費やされるエネルギーの抑制に寄与する。

## (2) 建設工事

工事の実施に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するために、

- ・施工方法や建設機器の選定に関し、低公害・省エネルギーに配慮するよう施工業者に要請する。

したがって、温室効果ガスの排出量が可能な限り抑制されており、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていると予測される。

以上のことから、評価の指針を満足する。

## VI-10 廃棄物・発生土

### 1. 予測と評価

#### (1) 施設の稼働

新ごみ焼却施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、発生の抑制、減量化、再使用及び再資源化に努めるとともに、焼却灰等については関係法令等に定める基準等に従い適正な処理・処分を行う。

#### (2) 建設工事

工事に伴い発生する廃棄物については、発生の抑制、減量化、再使用及び再資源化に努め、処分が必要な廃棄物については関係法令等に従い適正な処理・処分を行う。

なお、建設予定地において土壌汚染が確認された場合の環境保全対策として、

- ・汚染土壌については、「土壌汚染対策法」による「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に基づき適正に処理する。また、土壌洗浄処理を現地で行う等、場外への搬出量の低減方法について検討する。
- ・汚染土壌以外の発生土については、場内で再利用することを基本とし、場外への搬出量を最小限としていく。

以上のことから、評価の指針を満足する。

## VI-11 衛生害虫

### 1. 現況調査（現地調査）

事業計画地における衛生害虫であるハエ目（ハエ類、カ類）の生息状況を把握するため、現施設敷地内で現地調査を実施した。

- ・ハエ目の種構成は普通の草地環境でごく一般的にみられるものであった。
- ・ハエ目の確認個体数は少なく、また顕著な特徴はみられなかった。

種構成から判断すると、ハエ目の多くは施設内より、むしろ周囲の草地や水辺環境で発生したものが、施設内の植栽や花などに集まっている可能性が高いと考える。

### 2. 予測と評価

計画施設が原因となってハエ・カ類が発生することはないと予測され、さらに新ごみ焼却施設においても、現施設と同等に敷地内の清掃を徹底して衛生害虫の餌の除去に努め、水溜りなどができないように古タイヤや空き缶などの除去を徹底することに努める。

以上のことから、評価の指針を満足する。

## VII. 総合的な評価

環境に及ぼす影響の予測及び評価結果をもとに総合評価を行った結果を下表に示す。その結果、新ごみ焼却施設の稼動について、環境保全上の必要な措置を行うことにより、施設の稼動による環境影響が及ぶことはない。また、建設工事による環境影響は事業計画地近傍に限られるため、豊中市、伊丹市、尼崎市の住宅地には、ほとんど影響がない。今後、実施段階においては、更なる環境保全管理を徹底して事業を推進していくことから、環境を適正な水準に維持することが可能である。

### 総合的な評価

環境要素	評価の結果	評価の指針
1 大気質	<p>煙突排出ガスについては、現施設が稼動している中で環境基準値または指針値を下回っている。新施設では最新の排ガス処理設備を導入し、適切な運転管理をすることから、煙突排ガス濃度は関連法令の規制基準を十分に下回り、施設稼動に伴う大気汚染物質の発生は極めて少ないと予測される。このため、周辺地域への影響は小さく、環境基準の達成と維持に支障は及ぼさない。</p> <p>ごみ搬入車両台数は、本事業の実施によって変化せず、また、将来的にも減少する可能性はあるものの増加する要因は少なく、クリーンランド近傍でも一般車両に占める割合も数%と少ない。</p> <p>工事中の建設機械の稼動による二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度は、環境基準値を下回ると予測される。さらに、排出ガス対策型の建設機械の導入に努めるとともに、機械の運用に際しては点検・整備を十分に行うなど環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する。</p> <p>工事関係車両の走行は、環境濃度に対する関係車両の寄与割合は1%未満であり、本事業による影響は小さく、環境保全対策として、幹線道路の走行、走行台数の抑制、適正走行等の運行管理の徹底の指導を働きかけるなど、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する。</p> <p>以上のことから、施設の供用時及び工事中について、評価の指針を満足する。</p>	<p>①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>②環境基準の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に定める規制基準に適合するものであること。</p>

環境要素	評価の結果	評価の指針
2 土壌・地下水汚染	<p>土壌汚染については、建設工事に先立ち詳細なボーリング調査を行い汚染状況を把握した上で、より具体的・効果的な対策を決定することとなるが、現時点では、掘削除去工事に際して、以下のような環境保全対策を実施する計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業区画は仮囲いを設置し、適宜散水を行いながら作業を行う。</li> <li>・掘削に際して汚染が拡散することを防ぐため、施工機械の洗浄設備などを設置する。</li> <li>・汚染土壌は「土壌汚染対策法」による「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に基づき適正に処理する。</li> <li>・運搬においては、高濃度汚染物はフレコンパックを用い、その他の汚染物は飛散防止シートをかけて運行し、周辺環境への影響の小さい運搬方法を採用する。</li> <li>・掘削に際しては、大気、排出水及び地下水のモニタリングを実施し、汚染の拡大防止措置が適正に行われていることを確認する。</li> <li>・地下水のモニタリングにおいて、汚染物質濃度の変化が確認された場合には、適宜、調査回数を増やし、汚染原因の究明に努めるとともに、河川への悪影響が想定される場合は河川においても調査を実施する。</li> </ul> <p>このように、十分な対策を実施することにより、環境への影響を最小限に止められ、評価の指針を満足する。</p>	<p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p>
3 騒音 4 振動	<p>施設の稼働によって、騒音レベル・振動レベルの増加はほとんどなく、振動については人の振動についての感覚閾値（55 デシベル）を下回っており、敷地境界における騒音・振動は、朝、昼間、夕、夜間のいずれの時間帯も特定工場等に係る騒音及び振動の規制基準値以下となっている。また、低周波音については、類似施設（現施設）における測定で心身に係る苦情や物的苦情に関する参照値を下回っている。</p> <p>ごみ搬入車両台数は、本事業の実施によって変化せず、また、将来的にも減少する可能性はあるものの増加する要因は少なく、クリーンランド近傍でも一般車</p>	<p>・騒音</p> <p>①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>②環境基準の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③騒音規制法に定める規制基準に適合するものであること。</p>

環境要素	評価の結果	評価の指針
	<p>両に占める割合も数%と少ない。</p> <p>工事中の建設作業による騒音・振動は、敷地境界で特定建設作業の騒音・振動の規制基準値以下である。</p> <p>工事関係車両の走行による道路交通騒音・振動の増加は1デジベル未満であり、工事関係車両の走行を含めても道路交通騒音・振動の要請限度を下回っている。</p> <p>環境保全対策として、プラント機器については極力屋内に収納し、屋外に設置する機器については低騒音型を採用する。大きな振動を発生する恐れのある機器については独立基礎の採用を図るなど適切な対策を施す。</p> <p>一方、工事に際しては低騒音・低振動型の建設機械の選定に努めるとともに、工事工程及び工事工法についても、騒音・振動に配慮するよう十分な検討を行い、工事用囲いを設けるなど周辺への影響軽減に努める。また、工事関係車両については、幹線道路の走行、走行台数の抑制、適正走行等の運行管理の徹底の指導を働きかけるなどにより、騒音・振動の影響を可能な限り軽減するよう努める。</p> <p>以上の対策を実施することにより、事業の実施による環境の影響は最小限に抑制されるため、評価の指針を満足する。</p>	<p>・振動</p> <p>①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>②振動規制法に定める規制基準に適合するものであること。</p>
5 交 通	<p>交差点飽和度は0.9以下であり、車線別の混雑度は1以下であるため、当該交差点において交通渋滞は発生しないと予測した。</p> <p>また、本事業の実施によってごみ搬入車両台数は変化せず、ごみ量は将来的に徐々に減少する見込みであることから、ごみ搬入車両台数は減少する可能性はあるものの増加する要因は少ない。</p> <p>以上のように、曾根南町3丁目交差点及び森本4丁目交差点ともに、交差点飽和度及び車線別混雑度に対する影響は少ないため、評価の基準を満足する。</p>	<p>交通の状況に著しい影響を及ぼさない水準に保たれていること。</p>
6 悪 臭	<p>煙突排出ガスによる特定悪臭物質濃度は悪臭防止法の規制基準値以下であり、臭気濃度は10未満であると予測される。また施設からの漏洩臭気についても、敷地境界上で悪臭防止法の規制基準値以下であり、臭気濃度は10未満であると予測される。</p>	<p>①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>②国または大阪府並</p>

環境要素	評価の結果	評価の指針
	<p>さらに、以下の環境保全対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設建屋は可能な限り密閉化するとともに、ごみ搬入車の出入りするプラットホームの出入口にエアカーテンを設置し、搬入時以外は扉で外部と遮断する。</li> <li>・ごみピット内を負圧に保ち、外部への悪臭の漏出を防ぐよう努める。</li> <li>・ごみピット内の臭気を燃焼用空気として燃焼室内に吹き込み、高温で臭気を熱分解する。</li> <li>・休炉時や運転時でも焼却炉へ吸引することが難しい室などについては、脱臭装置を設置し、臭気成分を除去してから屋外に排気する。</li> </ul> <p>一方、ごみ搬入車両からの臭気の漏洩の防止措置として、一般廃棄物が飛散及び流出しないよう必要な措置を講じるように、直営車両だけでなく、委託・許可業者の車両も含め構成市に働きかけたいと考えている。</p> <p>以上のことから、環境への影響は最小限に抑制され評価の指針を満足する。</p>	<p>びに豊中市及び伊丹市が定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③悪臭防止法に定める規制基準に適合するものであること。</p>
7 景 観	<p>代表的な眺望地点からの景観は、本事業が施設の建替事業であることもあって、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく違和感も生じないと予測される。</p> <p>また、既存施設や周辺景観とも調和の取れたデザインとなるよう、景観形成について十分な配慮を行うことから、環境への影響は最小限に抑制され、評価の指針を満足する。</p>	<p>周辺景観との調和を著しく損なわない水準（屋根及び壁面の色彩並びにその形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと）になっていること。</p>
8 文化財	<p>文化財保護法等で定められている主旨に沿って、工事実施時に教育委員会の立ち会いを行うことから基準を満たしている。また、調査記録についても、埋蔵文化財の状況について作成する。</p> <p>以上の理由によって、評価の指針を満足する。</p>	<p>①文化財保護法等で定められている基準に配慮されていること。</p> <p>②適切な調査記録が行われていること。</p>
9 環境負荷	<p>施設の稼動に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するため、以下の環境保全対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの焼却熱を有効に利用するため、効率の良い自家発電設備を設置するとともに、隣接する余熱利用施設等に蒸気を直接供給する。</li> </ul>	<p>①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>②技術レベル、抑制</p>

環境要素	評価の結果	評価の指針
	<p>・その他の機器についても、詳細設計に際しては積極的に省エネルギー型機器の導入に努める。</p> <p>・さらに太陽光発電の設置や、小型風力発電等の新エネルギーの利用についても積極的に検討を進める。</p> <p>・スラグやメタル等の副産物の再利用を進めることにより、それらを新たに製造した場合に費やされるエネルギーの抑制に寄与する。</p> <p>一方、工事に際しては、施工方法や建設機器の選定に関して、低公害・省エネルギーに配慮するよう施工業者に要請して、工事に伴う二酸化炭素の排出量を最小限に抑制するように努める。</p> <p>以上の理由によって、評価の指針を満足する。</p>	<p>効果及び経済性を総合的に勘案した対策により、温室効果排出量が可能な限り抑制されていること。</p> <p>③ヒートアイランド現象の緩和に十分配慮されていること。</p>
10 廃棄物・発生土	<p>新ごみ焼却施設の稼動に伴い発生する廃棄物については、発生の抑制、減量化、再利用及び再資源化に努めるとともに、焼却灰等については関係法令等に定める基準等に従い適正な処理・処分を行う。</p> <p>工事で発生する廃棄物についても、発生の抑制、減量化、再利用に努め、処分が必要な廃棄物は、関係法令等に基づき適正に処理・処分を行う。さらに、環境保全対策として、<u>汚染土壌については、「土壌汚染対策法」による「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に基づき適正に処理する。</u>また、<u>土壌洗浄処理を現地で行う等、場外への搬出量の低減方法について検討する。</u>汚染土壌以外の発生土については場内で利用することを基本とし、事業計画地からの排出量を最小限とする。工事工法には、極力、建設廃棄物の発生量を抑制できる工法や資材を選定するため、環境への影響は最小限にとどまる。</p> <p>以上の理由から評価の指針を満足する。</p>	<p>①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</p> <p>②廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合するものであること。</p>
11 衛生害虫	<p>現施設では、ハエ目の種構成は普通の草地環境でごく一般的にみられるものであり、ハエ目の確認個体数は少なく、顕著な特徴は見られなかった。</p> <p>新ごみ焼却施設においても、現施設と同等に敷地内の清掃を徹底して衛生害虫の餌の除去に努め、水溜りなどができないような古タイヤや空き缶などの除去を徹底することに努める。</p> <p>以上の理由から評価の指針を満足する。</p>	<p>衛生害虫の発生防止について、十分な配慮がなされていること。</p>

## **VIII. 環境の保全のための措置**

### **VIII-1 施設の稼働または存在に伴う環境保全対策**

#### **1. 大気汚染**

新ごみ焼却施設の設備を計画するにあたっては、現在の焼却施設よりも高度な処理機能を有し環境負荷の低減に寄与する最新のごみ処理技術を導入した設備を設置する。

施設稼働においては燃焼管理に努め、燃焼室出口温度 850℃以上、滞留時間 2 秒以上、煙突出口もしくは集合部の一酸化炭素濃度 30ppm 以下（酸素 12%換算、4 時間平均値）を維持することにより、ダイオキシン類の発生を抑制する。

さらに、煙突排出ガスの拡散を促し、周辺環境への影響を低減するため、排ガス温度を 190℃以上に保ち、排ガス吐出速度を毎秒 24m 以上とする。

施設の供用後は排ガスの連続監視、一般環境での連続監視及びダイオキシン類等の事後調査を行い、調査結果に応じた必要な対策を講じる。また、施設稼働後は、監視計画に基づいた排ガス調査を定期的実施することで、排ガス処理施設の運営に万全を期する。

#### **2. 騒音・振動・低周波音**

施設内に配置する設備は、原則として屋内に設置し、騒音を発生する機器については適切に防音措置を施す。屋外に設置する機器及び開口部を必要とする機器は低騒音型を採用することに努める。

振動を発生するおそれのある機器については、単独基礎の採用を図るなど適切な対策を施すことに努める。低周波音については、発生源となる設備の設置位置等を十分検討する。

#### **3. 交通**

本事業の実施によってごみ搬入車両台数は変化しないため、曾根南町 3 丁目交差点及び森本 4 丁目交差点ともに、交差点飽和度及び車線別混雑度に対する影響は少ない。

#### **4. 悪臭**

新ごみ焼却施設では、施設建屋は可能な限り密閉化するとともに、ごみピットから悪臭が漏洩することがないように、ごみピット内を負圧に保ち、外部への悪臭の漏出を防ぐよう努めるとともに、ごみピット内の臭気を燃焼用空気として燃焼炉内に吹き込み、高温で臭気を熱分解する。ごみ搬入車の出入りするプラットホームの出入口にエアカーテンを設置し、搬入時以外は扉で外部と遮断するなどの漏洩防止措置を施す。

なお、休炉時や運転時でも焼却炉へ吸引することが難しい室などについては、脱臭装置を設置し、臭気成分を除去してから屋外に排気する。

#### **5. 景観**

「森の中の再生工場」という事業計画の基本コンセプトに基づき可能な限り敷地内の緑化に努めるとともに、「豊中市都市景観条例」を遵守し、周辺景観とも調和の取れたデザインとなるよう配慮する。

## 6. 廃棄物

施設の稼働・維持管理に伴い発生する廃棄物については、再資源化できる廃棄物は分別を行い、ごみの減量化に努めるとともに、処理処分に当たっては、関係法令の基準等を遵守する。

## 7. 環境負荷

施設の詳細設計に際しては、ごみの焼却熱を有効に利用するため、高効率の発電設備を採用するとともに、隣接する余熱利用施設等に蒸気を直接供給する。また、その他の機器についても、積極的に省エネルギー型機器の導入に努める。

## 8. 衛生害虫

敷地内の清掃を徹底して衛生害虫の餌の除去に努め、さらに衛生害虫の発生場所となるような水溜まりができないよう古タイヤや空き缶などの除去を徹底する。

### Ⅷ-2 工事中の環境保全対策

#### 1. 大気汚染

施設の建設工事に際しては、周辺地域の生活環境への影響を軽減するため、大気汚染負荷が少ない工法や排出ガス対策型建設機械の導入に努めるとともに、環境保全上適切な作業管理に十分配慮する。工事関係車両の走行は、幹線道路の走行、走行台数の抑制、適正走行等の運行管理の徹底の指導を働きかけるなど、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する。

#### 2. 土壌・地下水汚染

今後（仮称）リサイクルセンターが稼働し、既存の粗大ごみ処理施設を解体撤去した後、詳細なボーリング調査等を行う計画である。その調査結果を基により具体的・効果的な環境保全対策を講じることになるが、現時点では下記の対策を計画している。

埋設廃棄物による新たな土壌・地下水汚染を発生させないため、掘削工事に際しては作業区画には仮囲いを設置し、適宜散水を行う。掘削に際しては、工事区域周辺の大気、排水及び地下水をモニタリングし、汚染拡大防止措置が適正に行われていることを確認して作業を進める。また、工事中のモニタリングによって、濃度変動が判明した場合は、大気については散水回数を増やすなどの対策を実施する。地下水質については、汚染濃度に変化があれば調査頻度を上げることや汚染原因調査及び河川への環境調査を実施し、検出された濃度レベル等により適切な対策を実施するものとする。

汚染土壌については、「土壌汚染対策法」による「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に基づき適正に処理する。

### 3. 騒音・振動

施設の建設工事にあたっては、工事用機器は低騒音型並びに低振動型の機種を選定することに努め、工事区域周囲を仮囲いし、防音対策を行う。建設工事にあたっては、騒音・振動に配慮するよう工事工程及び工事工法について十分に検討を行う。

### 4. 文化財

掘削工事にあたっては教育委員会に立ち会いを求める等、その指示に従い埋蔵文化財を破損させないように最大限の配慮を行う。また、埋蔵文化財が発見された場合には、教育委員会の指示に従い調査記録など適切な措置を講じる。

### 5. 環境負荷

工事に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するため施工方法や建設機器の選定に関し、低公害・省エネルギーに配慮するよう施工業者に要請し、二酸化炭素の排出を可能な限り低減する。

### 6. 廃棄物・発生土

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に沿って、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理を行う。

## IX. 環境影響評価計画書についての市長の意見とそれに対する事業者の見解

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」(平成17年 豊中市条例第10号)の規定に基づき、環境の保全の見地から提出された本事業に係る環境影響評価計画書についての市長の意見並びにそれに対する事業者の見解は以下に示すとおりである。

### 大気汚染について

意見の概要	事業者の見解
<p>ごみ焼却施設(更新炉)において、可能な限りの窒素酸化物やばいじん対策を講じること。また、豊中、伊丹市域における焼却ごみの減量化を図ることにより、ごみ焼却場からの大気汚染物質排出量の削減に努めること。</p>	<p>ごみ焼却施設の設備を計画するにあたっては、現在の焼却施設よりも高度な処理機能を有し、環境負荷の低減に寄与する最新のごみ処理技術を導入した設備を設置します。また、施設の稼働に際しては、燃焼管理や排ガス処理施設の運営に万全を期します。</p>

### 土壌・地下水汚染について

意見の概要	事業者の見解
<p>①土壌・地下水汚染の予測については、土壌・地下水汚染が及ぼす影響に関して、既存調査資料及び事業計画による定性予測により、評価を行うとされているが、その結果に基づき土壌・地下水汚染をおこさないこと。</p>	<p>埋設廃棄物による新たな土壌・地下水汚染を発生させないため、掘削工事に際しては作業区画には仮囲いを設置し、適宜散水を行います。また、掘削に際しては、工事区域周辺の大気、排出水及び地下水をモニタリングし、汚染拡大防止措置が適正に行われていることを確認して作業を進める予定です。</p>
<p>②現地調査の結果により、特定有害物質が確認された場合には、埋設廃棄物や汚染土壌の掘削除去等の方策により対策を実施することとされているが、その対策工事について十分評価・検討すること。</p>	<p>掘削に際して汚染が拡散することを防ぐため、施工機械の洗浄設備などを設置します。</p> <p>運搬においては、高濃度汚染物質についてはフレコンパックを用いて、その他の汚染物は飛散防止シートをかけて通行し、より周辺環境に与える影響の小さい運搬方法を採用する予定です。</p>

騒音、振動、低周波音について

意見の概要	事業者の見解
<p>①施設騒音、振動、低周波音については、事後調査により予測結果の検証を行い、必要に応じ適切な対策を講じること。施設の詳細設計にあたっては、十分な低周波音対策に配慮すること。</p>	<p>施設騒音、振動、低周波音については、事後調査を実施し、必要な場合には、速やかに適切な対策を講じます。また、プラント機器等については、極力建屋内に収納し、騒音を発生する機器については、適切な防音対策を施します。さらに、屋外に設置する機器については低騒音型を採用し、大きな振動を発生するおそれのある機器については独立基礎の採用に努めます。</p>
<p>②工事の詳細設計の策定にあたっては、低騒音・低振動工法の採用など、建設工事による影響を最小限にとどめるよう配慮すること。また、建設工事騒音・振動の監視を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。</p>	<p>施設の建設工事にあたっては、工事用機器は低騒音型並びに低振動型の機種を選定することに努め、工事区域周囲を囲いし、防音対策を行います。建設工事にあたっては、騒音・振動等が生じるおそれのある機器の使用が集中しないように工事工程及び工事工法について十分に検討を行います。</p>

交通量について

意見の概要	事業者の見解
<p>両施設供用時には、ごみ収集車の走行に伴い、搬出入車両が通過する交差点の交通量が変動する可能性があるため、交通量を環境影響評価項目として選定され、調査、予測及び評価を行うとされているが、調査、予測及び評価にあたっては、地域交通への影響が考えられることから、想定される走行ルート交通量及び交通負荷、交通安全についても十分検討すること。</p>	<p>本事業の実施によってごみ搬入車両台数は変化しないため、曾根南町3交差点及び森本4交差点ともに、交差点飽和度及び車線別混雑度が悪化することはないと考えます。</p>

### 悪臭について

意見の概要	事業者の見解
<p>ごみ焼却施設の稼動に伴い、ごみピット及びごみ収集車等から臭気物質が発生する可能性があるため、「特定悪臭物質の測定の方法」、「臭気指数の算定の方法」に準拠し、調査、予測及び評価を行うとされているが、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全対策について、配慮すること。</p>	<p>ごみ焼却施設では、ごみピットから悪臭が漏洩することがないように、ごみ搬入車両のプラットホーム出入り口にはエアカーテン、ごみピットの投入口には扉を設置します。さらにごみピット内を負圧にし、ごみピット内の臭気を燃焼用空気として燃焼炉内に吹き込み、高温で臭気を熱分解するなど臭気の漏洩防止措置を施します。</p>

### 景観について

意見の概要	事業者の見解
<p>計画建物の存在に伴う景観特性の変化、主要な眺望点からの景観の変化について調査、予測及び評価を行うとされているが、景観については、事業計画地の近辺での眺望調査を考慮されるとともに、周辺環境との調和がたもたれるよう十分配慮すること。</p>	<p>最も直近の眺望地点であり、多くの利用者があるスカイランド HARADA などからの景観の変化をフォトモンタージュ法で予測・評価しました。</p> <p>施設の景観については、豊中市都市景観条例を遵守し、周辺景観との調和の取れたデザインとなるよう配慮します。</p>

### 文化財について

意見の概要	事業者の見解
<p>事業計画地は「原田西遺跡上」に位置しており、建設工事によって埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性があるため、埋蔵文化財の状況を調査、予測及び評価を行うとされているが、文化財保護法に定められている基準に配慮すること。</p>	<p>教育委員会と協議を行った結果、掘削工事に際して、文化財保護法に基づき、所定の手続きを行い、委員会の立ち会いを求め、埋蔵文化財を損傷することがないように工事を進めることとしています。</p> <p>仮に埋蔵文化財が発見された場合は、その発見場所に応じて、文化財保護法の規定に基づく措置をとるようにしています。</p>

## 環境負荷について

意見の概要	事業者の見解
<p>ごみ焼却施設の稼働及び搬出入車両の走行に伴い排出される温室効果ガスについては、地球温暖化対策の観点から、可能な限りの排出抑制に努めること。</p>	<p>施設の詳細設計に際しては、ごみの焼却熱を有効に利用するため、高効率の発電設備を採用するとともに、隣接する余熱利用施設等に蒸気を直接供給します。また、その他の機器についても、積極的に省エネルギー型機器の導入に努めます。</p> <p>ごみ搬入車両からの温室効果ガスに排出抑制については、天然ガス車等の低公害車の導入・アイドリングストップを構成市に働きかけていきます。</p>

## 環境配慮項目に関する事項等について

意見の概要	事業者の見解
<p>計画書に記載した「緑化計画」、「環境保全対策の実施の方針」の各項目における環境への配慮については、その積極的な取り組みが望まれることから、環境影響評価準備書において、環境配慮指針に基づく具体的な項目及び実施内容を明らかにすること。</p> <p>また、ごみ処理施設の稼働に伴い発生する、ハエ類、蚊類については、既存類似例により、調査、予測及び評価を行うとされているが、衛生害虫の発生防止に十分配慮すること。</p> <p>教育の森の設置については、植栽位置及び樹種など十分検討すること。</p>	<p>「緑化計画」「環境保全対策の実施の方針」の各項目については、詳細設計の段階で環境配慮指針を遵守するように努めていきます。</p> <p>衛生害虫の発生防止対策は、従来からの構内の清掃と、ボウフラなどの発生源となる水溜まりができないよう、不要物の除去をしており、これらの対策を今後も継続していくことにより実現できると考えています。</p> <p>教育の森については、植栽位置及び樹種について、植栽工事の設計時に検討を行う予定です。</p>

## X. 環境影響評価準備書についての市長の意見とそれに対する事業者の見解

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」(平成17年 豊中市条例第10号)の規定に基づき、環境の保全の見地から提出された本事業に係る環境影響評価準備書についての市長の意見並びにそれに対する事業者の見解は以下に示すとおりである。

### 土壌・地下水汚染について

意見の概要	事業者の見解
<p>土壌汚染については、より詳細な調査を行い、土壌の処理については土壌汚染対策法による「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に基づき処理すること。また、地下水の定期的モニタリングにより、汚染濃度等に変化があった場合、調査頻度を考慮するとともに、汚染原因調査及び河川への環境調査を行うなどの対策方針を環境影響評価報告書に示すこと。</p>	<p>新ごみ焼却施設の建設予定地には、既存の粗大ごみ処理施設が稼働しているため、平成24年度の粗大ごみ処理施設の解体後、詳細な調査を行います。汚染土壌の処理については、土壌汚染対策法による「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に基づいて適切に処理します。</p> <p>また、地下水質については汚染物質濃度の変化が確認された場合には、適宜、調査回数を増やし、汚染原因の究明に努めます。また、河川への悪影響が想定される場合は河川において調査を実施します。</p> <p>なお、その旨を本環境影響評価報告書に記載しました。</p>

### その他

意見の概要	事業者の見解
<p>環境配慮指針に基づく環境配慮項目及び実施内容については、施設設計の際に有識者による検討会等を行うなど、十分環境に考慮し、その実行に努めること。</p> <p>また、施設設計発注については、本影響評価準備書の内容をふまえ、十分に留意すること。</p>	<p>焼却施設の事業者決定の際には、有識者で構成する委員会を設置し検討をして参ります。その中で、環境配慮指針に基づく環境配慮内容を審査項目とするなどの措置を取ることで、本環境影響評価報告書の内容を踏まえた具体的な環境保全対策の実行に努めます。</p>

## XI. 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

環境影響評価準備書についての市長の意見並びに環境保全審査会の指摘を踏まえ、準備書記載事項に検討を加えその記載事項を一部修正した。

修正の概要は下表に示すとおりである。

なお、修正した箇所には、報告書各章の本文中にアンダーラインを引いている。また、本概要版の該当箇所にもアンダーラインを引いている。

準備書記載事項の修正の概要

項目	報告書記載頁	準備書からの修正内容	修正の理由
IV. 現況、予測及び評価 IV-2 土壌汚染・地下水汚染 2.1 予測 (3) 工事計画	232	汚染土壌の処理方法について追記（本文）	市長意見を受けて、より適切な記載とした。
(5) 予測結果	234	汚染土壌の処理方法及び地下水のモニタリングについて追記（本文）	市長意見を受けて、より適切な記載とした。
IV-6 悪臭 6.1 予測 (1) 概要	343	類似施設を既存施設に変更（図VI-6.2-1）	環境保全審査会の指摘を受けて、より適切な記載とした。
(2) 予測	347	類似施設を既存施設に変更（本文）	環境保全審査会の指摘を受けて、より適切な記載とした。
IV-10 環境負荷 10.1 予測 (4) 処理方法等	378	汚染土壌の処理方法について追記（表IV-10.1-4）	市長意見を受けて、より適切な記載とした。
10.2 評価 (2) 評価結果	379	汚染土壌の処理方法について追記（本文）	市長意見を受けて、より適切な記載とした。
VII. 総合的な評価	388 391	汚染土壌の処理方法及び地下水のモニタリングについて追記（表VII-1）	市長意見を受けて、より適切な記載とした。
VIII. 環境の保全のための措置 VIII-2 工事中の環境保全対策 2.2 土壌・地下水汚染	395	汚染土壌の処理方法について追記（本文）	市長意見を受けて、より適切な記載とした。

## XII. 調査の実施者

名 称	一般財団法人 日本気象協会関西支社
代表者の氏名	支社長 河野 任博
主たる事務所の所在地	大阪府大阪府中央区南船場二丁目3番2号

